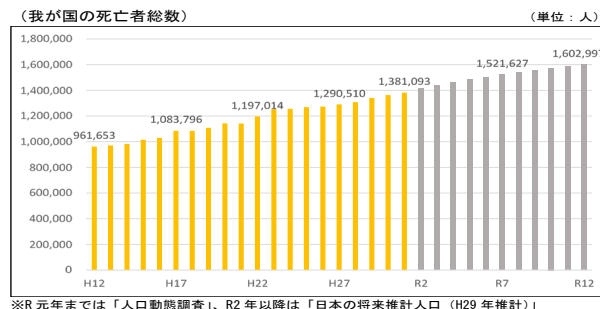


死因究明等の推進に関する政策評価(要旨)

通知日: 令和3年3月12日 通知先: 国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

調査の背景

- ◇ 高齢化の進展等に伴う年間死亡者数の増加等を契機として、死因究明等の推進に関する法律(時限法。平成26年失効)に基づき、死因究明等推進計画(現行計画)(注)が策定
- ◇ 本政策評価は、現行計画の達成状況が不明確なまま、新法に基づく計画策定が予定されていることに鑑み、現行計画の各種施策等を対象に、死因究明等を更に推進する観点から、実地/アンケート調査を通じて、その課題及び方向性を提示することを目的として実施



(注) 平成26年6月13日閣議決定。今後、死因究明等推進基本法(令和元年法律第33号)に基づき、厚生労働省の死因究明等推進本部の下、令和3年4月を目途に、新たな計画が策定予定

【調査等対象機関】国家公安委員会・警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、都道府県、関係団体等
 【実施時期】平成31年4月～令和3年3月

評価の結果(主な調査結果)

- ⇒ 現行計画は、目標が定性的なものが多く、目標の達成度の量的な評価が困難
- ⇒ 現行計画の「重点的施策」ごとに実態把握。その効果は限定的とみられる
- 死因究明等推進協議会(地方協議会)の設置は進んでいるが、運営の際、「どのような議題を設定し、どう議論すればよいのか」との悩みが多い(32/37都道府県)
- 警察の検視等の現場は、医師の確保に困難を感じている(27/51警察本部(方面本部を含む))
- かかりつけ医等による看取りが十分に実施されていない(看取りの経験医師は、約半数)

⇒ 地方協議会が期待された役割を果たせていないとの問題意識の下、現場の具体的なアクションに結び付けるために、調査結果を踏まえて3つの視点を提示

I 死因究明等の推進に係る施策の検討に当たって

- 警察取扱死体数はおおむね横ばい。都道府県別の増減傾向は異なっている

II 死因究明等の推進に係る施策の充実に当たって

- ①診療情報の円滑な提供、②検視等立会医の確保、③看取りの推進の取組が必要

III 死因究明により得られた情報の活用に当たって

- 地方協議会で情報の共有・活用が図られている都道府県は、一部に限られている

主な意見

- 推進施策の具体化を図り、これら施策の実施状況を検証・評価

(国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省)

- 地方協議会が、現場実態を踏まえた効果的な施策展開ができる場となるよう、適切な議題設定(例:死因究明等に係る対応期間の長期化への対処方策の検証)を促す運営方法等を示すなど、積極的に支援

(国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省)

I 死因究明等の推進に係る施策の検討に当たって

警察取扱死体数の推移

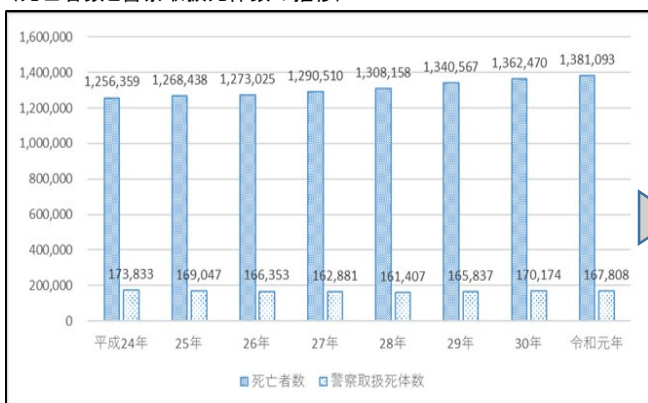
- ◇ 死因究明等の主な対象となる警察取扱死体数(犯罪死体、変死体及びその他の死体の総数)は、年間16万体制から17万体制程度
- ◇ 平成24年度以降の推移をみると、死亡者数は一貫して増加傾向にあるものの、警察取扱死体数はおおむね横ばい

主な調査結果

現状／分析

- 警察取扱死体数の動向分析に当たっては、人口動態統計の活用のほか、その年齢別内訳など、一般に分析・活用できるデータとして提供されていない
- 「その他の死体」に含まれるであろう要因(注)について、都道府県別の増減は、都道府県ごとに傾向が異なっている

(死亡者数と警察取扱死体数の推移)



政策評価書P60～63

(都道府県における各要因の増減(一部抜粋))

	警察取扱死体数	自殺者数	在宅死亡者数	不慮の事故による死亡者数
全国	↘	↘	↗	→
A県	↗	↘	↗	↗
B県	↘	↘	↗	↗
C県	→	↘	↗	↘
D県	↗	↘	↗	↗
E県	↘	↘	↘	↘
F県	↘	↘	→	↘
G県	↘	↘	→	↗
F県	→	↘	↗	↗
G県	↗	↘	→	→

(注)平成24年→令和元年の増減比較である。
 なお、上記各要因は例示であって、要因分析に当たっては、各都道府県において適切に判断する必要がある。

地方における取組例

- ・ 高齢単身世帯数の増加等に伴って、単身世帯の在宅死亡者数(孤独死数)は増加傾向にあるとの実態把握・分析
- ・ 65歳以上の取扱い事例は独居者(55%)が最も多いとの症例分析

主な意見

死因究明等に係る課題の解決に向けた環境整備のための方策①

○ 地方協議会における検討に当たっては、まずは都道府県ごとの状況を把握し、関係機関において共有する必要

○ 基本的施策ごとに、把握すべきデータを提示する必要

例えば、死因究明等に係る各種情報(在宅死亡者、警察等取扱死体の内訳等)について、分析・活用できるデータとして提示すべき

(国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省)

II 死因究明等の推進に係る施策の充実に当たって

死因究明等への対応件数の増大や対応期間の長期化

◇ 現場の実態の一例として、全国の警察署において、遺体が收容される遺体保冷库が不足

- ・ 全51警察本部のうち34本部が、遺体保冷库が不足又は不足することがある、としている。
- ・ その原因は、「全警察署に遺体保冷库が設置されていないため」(14本部)、「1日に複数の遺体を取り扱うため」(9本部)といった理由のほか、「身元確認や遺体引渡しに時間がかかるため」(9本部)などを挙げている。

主な調査結果

政策評価書P63～68

現状／分析

● 限られた人材等のリソースを前提とすれば、以下の対処方策が考えられる

<検視等立会医の確保>

：医師が警察等に望む配慮・補償等と、実際に警察等から受けている配慮・補償等を比較したところ、医師の希望と実態が乖離している内容もあり

(例) 依頼時間帯、立会い時間帯への配慮(深夜や診療時間は避ける)(医師の希望56%、実態23%)

【地方の取組例】：事前に検視等立会医が対応可能な時間を把握している警察本部もあり

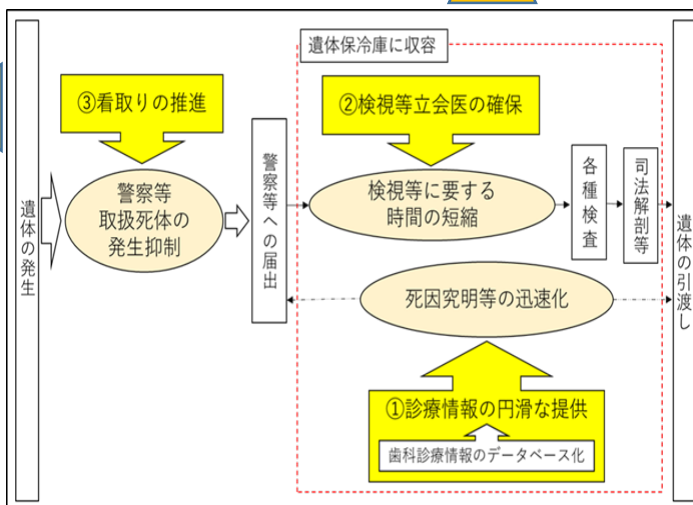
<看取りの推進>

：直近3年間に看取りの経験があると回答した医師は、半数程度

【地方の取組例】

：今後の在宅死の増加に備え、地域医療に関わっている医師等に対する研修や、かかりつけ医・救急医に対する研修

(推進施策の充実方策のイメージ図)



<診療情報の円滑な提供>

：ほとんどの警察本部で、円滑に進まなかったことがある実態

【地方の取組例】

：事前に簡単な文書の様式等を定めている例、警察からの電話であることが瞬時に判別可能にしている例

主な意見

死因究明等に係る課題の解決に向けた環境整備のための方策②

○ 現場の実態を踏まえた課題とその解決のための方策については、地方協議会等において、都道府県ごとの状況に応じた検討が必要

○ 各都道府県の置かれた状況を踏まえた施策展開を促す必要

例えば、死因究明等に係る対応期間の長期化への対処方策を検証するなど、現場の実態を踏まえた適切な議題設定を促すための運営方法等を示すべき

(国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省)

Ⅲ 死因究明により得られた情報の活用にあたって

公衆衛生の向上及び増進に係る取組

◇ 死因究明等推進基本法における基本理念の一つとして、「死因究明により得られた知見が疾病の予防及び治療をはじめとする公衆衛生の向上及び増進に資する情報として広く活用されること」が掲げられている

- ・ 平成18年に発覚したガス機器の不具合による一酸化炭素中毒死亡事故が、死因究明等に係る法律制定の背景の一つ
- ・ 厚生労働省は、死因情報を地理的に解析する検証事業や、子どもの死因究明(チャイルド・デス・レビュー)体制整備モデル事業を実施

主な調査結果

現状／分析

- 警察から消費者庁、労働基準監督署等の関係機関に対する、消費者事故等の再発防止のための通報実績は、平成30年は729件

※ 幼児が自宅のロールカーテンのボールチェーンに誤って首を引っ掛けて窒息死した例や、民家2階でエアコン室外機の取付け等作業中に脚立から転落した例 など

- 公衆衛生上の観点で「関係機関に対して情報提供をしたことがある」大学は、回答のあった77大学のうち約1～2割(平成23年度10大学、28年度14大学、30年度18大学)

大学の中には、虐待事例への対応など、情報の活用を図っている例もあり

(例①) 児童相談所からの依頼を受け、児童虐待等に係る法医学上の診断や助言を実施

(例②) 火災死亡について、司法解剖を経て、死因は中毒死であると特定。それを受け、市町村が同様の施設の査察を実施し、防火管理の徹底等の予防対策を実施

- 地方協議会の構成機関として、知事部局の公衆衛生関係等の担当部局が入っている都道府県は僅少(3都道府県)など、地方協議会において情報の共有・活用が図られている都道府県は、一部に限られている

地方における取組例

- ・ 地方協議会において児童相談所や保健所の職員を招へいして児童虐待の勉強会
- ・ 熱中症による死亡者の死因情報等を匿名化して提供
- ・ 自殺予防に係る施策の立案や、孤独死の抑制に向けた取組の検討のために活用

政策評価書P68～73

主な意見

死因究明等に係る課題の解決に向けた環境整備のための方策③

- 地方協議会を活用するのが効果的・効率的であり、地方協議会の実効性を高めることにつながる

- 公衆衛生の向上及び増進に資する情報として、現場の関係機関による対応に広く活用される取組を推進することが重要

例えば、個別案件の内容が共有・蓄積されるよう促し、これらの情報が疾病予防、健康長寿対策等の施策へ活用されるような方策を積極的に示すべき

(国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省)

＜政策評価に当たっての基礎情報＞

1 評価の対象とした政策

本政策評価においては、死因究明等の推進に関する法律（平成24年法律第33号）に基づき策定された「死因究明等推進計画」（平成26年6月13日閣議決定。以下「推進計画」という。）において各府省が実施することとされている施策や、死因究明及び身元確認（以下「死因究明等」という。）の推進に向けた各種施策を評価の対象とした。

2 評価を担当した部局

総務省行政評価局 評価監視官（内閣、総務等担当）

3 評価の観点

本政策評価は、死因究明等を更に推進する観点から、関係省庁及び関係機関における①推進計画に基づく取組及び②死因究明等の推進に向けた各種取組の実施状況を把握するとともに、当該取組の効果を検証し、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施したものである。

4 政策効果の把握の手法

(1) 実地調査の実施

関係省庁のほか、都道府県（知事部局、警察本部）、医学部を置く大学、監察医務機関、都道府県医師会、都道府県警察医会、都道府県歯科医師会等を対象として、死因究明等の推進に関する各種取組（死因究明等推進協議会（地方協議会）の開催状況、死因究明等に係る解剖等の実施状況、死因究明等に係る研修の実施状況、公衆衛生に関連した情報の活用など）について実地調査を行い、その内容や効果等を把握した。

(2) アンケート調査の実施

推進計画に基づく取組や死因究明等の推進に関する各種取組による効果等を把握するため、都道府県、医学部を置く大学、医師（都道府県医師会又は郡市区医師会の役員）を対象に、それぞれアンケート調査を実施した。

具体的には、①地方協議会の開催状況等、②死因究明等に係る体制等、③死因究明等に係る各種取組の実績、④死因究明等に係る研修の実施状況等について実態把握を行った。

本アンケート調査の結果については、令和2年7月29日に公表し、同年9月11日に、死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号）に基づき設置された死因究明等推進本部（本部長：厚生労働大臣）の下で、新たな死因究明等推進計画の案の作成に向けた検討を行う死因究明等推進計画検討会（第2回）において報告した。

なお、本アンケート調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査として実施したものである。

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

本政策評価の企画立案及び取りまとめに当たって、政策評価審議会の審議に付し、本政策評価の全般に係る意見等を得た。

①平成31年 3月 4日 政策評価計画

②令和元年11月19日 調査の状況（政策評価の方向性）

6 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

当省が実施した実地調査及びアンケート調査結果のほか、主として次の資料を使用した。

①死因究明等推進計画の推進状況（内閣府）、②死因究明等の推進に関する事例集（内閣府）、

③死因究明等推進計画検討会資料（現行計画：内閣府、新たな計画：厚生労働省）、④行政事業レビューシート（厚生労働省）